

職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

1 改定内容

(1) 給料表

県立学校の教育職員の給与に関する条例に規定する、現行の大学教育職給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

この給料表への切替えは、別記第 2 の切替要領によること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

別記第 1

大学教育職給料表

教育職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用教育職員以外の教育職員		円	円	円	円
	1	-	252,700	285,600	365,900
	2	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	382,800	458,900	497,000	
	25	385,700	462,000	500,300	
	26	388,400	465,000	503,600	
	27	391,300	468,100		
	28	394,000	471,100		
	29	396,800			
	30	399,400			
	31	402,200			
	32	405,000			
	33	407,900			
34	410,700				
特 1				573,000	
特 2				636,000	
特 3				704,000	
特 4				783,000	
特 5				843,000	
特 6				906,000	
特 7				991,000	
再任用教育職員		288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表の4級の特1号給から特7号給までの号給は、大学の学長のみにも適用する。

別記第 2 切替要領

- 1 改定後の大学教育職給料表適用の日（以下「切替日」という。）の前日において改定前の大学教育職給料表の適用を受ける教育職員で切替日において改定後の大学教育職給料表の適用を受けることとなるものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、これらの者の切替日の前日における職務の級（以下「旧級」という。）に対応する別表の新級欄に定める職務の級とする。
- 2 前記 1 により新級が定められる教育職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。
- 3 前記 2 により新号給が定められる教育職員の旧号給を受けていた期間は、新号給を受ける期間に通算する。この場合において、人事委員会の定める教育職員の旧号給を受けていた期間については、他の教育職員との均衡上必要な調整を行うものとする。

別表

給料表	旧級	新級
大学教育職給料表	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級